



栃木県公報

令和6(2024)年
3月25日(月)
号外
第19号

目次

規則

- 栃木県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則の一部改正…………… 1
○栃木県公害紛争処理条例施行規則の一部改正…………… 1

規則

栃木県規則第2号

栃木県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月25日

栃木県知事 福田 富一

栃木県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則（平成20年栃木県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 条例附則第2項の規定により基金の一部を処分してその財源に充てることができることとされている法附則第14条に規定する事業に係る交付金の交付を受けようとする場合における第4条の規定の適用については、同条中「事業」とあるのは「<u>事業又は法附則第14条に規定する事業</u>」と、「特定期間の終了年度の12月10日」とあるのは「<u>同号に掲げる事業に係る交付金にあっては特定期間の終了年度の12月10日、同条に規定する事業に係る交付金にあっては知事が別に定める日</u>」とする。</p> | <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 条例附則第2項の規定により基金の一部を処分してその財源に充てることができることとされている法附則第14条の2に規定する事業に係る交付金の交付を受けようとする場合における第4条の規定の適用については、同条中「事業」とあるのは「<u>事業又は法附則第14条の2に規定する事業</u>」と、「特定期間の終了年度の12月10日」とあるのは「<u>同号に掲げる事業に係る交付金にあっては特定期間の終了年度の12月10日、同条に規定する事業に係る交付金にあっては知事が別に定める日</u>」とする。</p> |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(国保医療課)

栃木県規則第3号

栃木県公害紛争処理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月25日

栃木県知事 福田 富一

栃木県公害紛争処理条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県公害紛争処理条例施行規則（昭和45年栃木県規則第94号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|-----|-----|
|-----|-----|

第6条 略

(猶予された手数料の納付の方法)
第6条 条例第9条第1項の規定により、猶予された手数料を納付するときは、条例第8条第3項の規定にかかわらず、別に定める書面に納付すべき手数料の額に相当する額の栃木県収入証紙を添付して納めなければならない。

第7条 略

別記様式中「第9条」を「第9条第2項」に改め、「公害紛争処理法第45条第2項の」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(環境保全課)